

(別記 13)

病害虫まん延防止対策事業

第1 事業の内容

本事業は、畑作物産地における病害虫まん延防止対策の推進に向けて、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

- 1 ストックポイント（集出荷の際のほ場からの土壌の移動による病害虫のまん延を防ぐため収穫物を一時的に堆積するための土場。以下同じ）を活用した病害虫まん延防止の取組。
ストックポイントを活用して、地域が一体となった病害虫まん延防止対策の取組。
- 2 病害虫まん延防止対策に係る実証
気候変動に対応した病害虫抵抗性品種の導入など、新たな病害虫まん延防止対策に係る実証等の取組。

第2 事業実施主体

- 1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。
 - (1) ストックポイントを活用した病害虫まん延防止の取組を行う場合
 - ア 市町村
 - イ 農業協同組合
 - ウ 農業協同組合連合会
 - エ 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会又は担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める担い手育成総合支援協議会をいう。）
 - (2) 病害虫まん延防止対策に係る実証の取組を行う場合
 - ア 都道府県
 - イ 市町村
 - ウ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）
 - (ア) 農業協同組合
 - (イ) 農業協同組合連合会
 - (ウ) 農事組合法人
 - (エ) 農事組合法人以外の農地所有適格法人
 - (オ) 特定農業法人及び特定農業団体
 - (カ) その他農業者の組織する団体
- エ 民間事業者（ただし、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。）
- オ 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下の（ア）から（ウ）までに定める基準を満たすこと。
 - (ア) 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されて

いるものとする。

(イ) 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

(ウ) (イ) のコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 1の事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。
受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(1)イ、ウ及び(2)のウは別記様式第10号-1(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号-4(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、取組ごとに次に掲げるものとする。

(1) スtockポイントを活用した病虫害まん延防止の取組を行う場合

ばれいしょ、てん菜(「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」(令和4年12月20日農林水産省公表。以下「てん菜方針」という。)に沿った取組を行っている地域に限る。)、その他集出荷の際に収穫物を一時的に堆積する作物であって都道府県知事が地方農政局長等に協議して、地方農政局長等が農産局長と協議した上で重要度が高いと認めた作物とする。

(2) 病虫害まん延防止対策に係る実証の取組を行う場合

小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜(てん菜方針に沿った取組を行っている地域に限る。)、その他地域の輪作を構成する作物であって都道府県知事が地方農政局長等に協議して、地方農政局長等が農産局長と協議した上で重要度が高いと認めた作物とする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から取組ごとに1つ設定することとする。

(1) Stockポイントを活用した病虫害まん延防止の取組を行う場合

- ・ 地域で侵入・まん延が懸念される病虫害の新規発生率を10%以下に抑制
- ・ 地域でまん延が懸念される病虫害の被害発生率を直近の被害発生年と比較して5.0ポイント以上削減

(2) 病虫害まん延防止対策に係る実証の取組を行う場合

- ・ 実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・ 地域で侵入・まん延が懸念される病虫害の新規発生率を10%以下に抑制
- ・ 地域でまん延が懸念される病虫害の被害発生率を直近の被害発生年と比較して5.0ポイント以上削減

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

1 スtockポイントを活用した病害虫まん延防止の取組を行う場合

(1) 補助対象経費は、集出荷の際のほ場からの土壌の移動による病害虫のまん延を防ぐため、ほ場内又はほ場の隣接地等にStockポイントを新たに設置（既存のStockポイントの拡大を含む。以下同じ。）する際に必要な、火山灰土壌等の資材費、資材運搬費、資材敷設等に係る経費とする。

(2) 補助対象とする面積は、事業実施年度において新たに設置されるStockポイント（既存のStockポイントを拡大する場合は拡大分に限る）の面積とする。

なお、新たに設置するStockポイントは、病害虫のまん延防止のために事業実施主体が定める必要十分な基準を満たすものとする。

(3) 補助率は、補助対象となるStockポイント100㎡当たり26,000円とする。

(4) 本事業により新たに設置したStockポイントは、事業完了年度以降も、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を行うことで適正に管理運営するものとする。

2 病害虫まん延防止対策に係る実証の取組を行う場合

(1) 畑作物産地における病害虫まん延防止対策の推進に向け、気候変動に対応した病害虫抵抗性品種の導入など、新たな病害虫まん延防止対策の実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、アの検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

ア 新たな病害虫まん延防止対策の確立及び体制構築に向けた検討会の開催等に係る経費。

イ 新たな病害虫まん延防止対策のマニュアル作成に係る経費。

ウ 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、調査費、栽培技術指導、作業機械の借上げに要する経費及び収穫物の品質評価・分析等に要する経費。なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

エ 栽培実証に必要となる栽培管理費及び肥料や農薬等の生産資材費。

オ 収穫物を使用した加工品の製造、収穫物及び加工品の成分分析・評価、モニタリング調査並びにこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費。

カ その他、新たな病害虫まん延防止対策の確立及び体制構築に必要な経費。

(2) 補助率は10/10以内とする。ただし、補助金の上限は1,000万円とする。

(3) 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、加工品の試験製造・成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとするが、このときは

(1) のエに係る経費は補助対象としない。

3 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

(1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(2) 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

4 実施要領第6の3に関して、本事業については、実証等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、要領施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標及び第4の1の(4)の取組基準の達成に向けて、需要に応じた持続的な畑作物生産体系の確立に向けた取組を継続することとする。